

## 集客施設等における避難確保計画の手引き：構成案

## ■ 手引きの全体構成

## 【本手引の解説編】

～避難確保計画作成の目的、本手引きの使い方や計画作成の手順、計画作成の際の留意点などについてわかりやすく助言・解説する～

## 【計画策定編】

## 1. 施設の位置

～施設の火口からの距離や、どのような噴火の影響範囲に位置しているかを確認する～

## 2. 避難誘導を行うべき範囲

～施設利用者の行動範囲などを踏まえ、避難誘導を行うべき範囲などを明確にする～

## 3. 防災体制

～避難誘導する際の施設として体制、従業員の役割分担などを定める～

## 4. 避難誘導

～以下の想定される事態<sup>\*1</sup>に対して、情報収集・伝達や避難誘導方法等について定める～

<sup>\*1</sup>:「想定される事態」については、各火山防災協議会で策定される避難計画に準じるものとする。

(1) 突発的に噴火した場合

(2) 噴火警戒レベルが上がり避難が必要となった場合

※ レベルの上昇に伴う立入規制の範囲内に施設がある場合

(3) 噴火警戒レベルが上がっても避難を必要としない場合

※ レベルの上昇に伴う立入規制の範囲外に施設がある場合

## 5. 避難の確保を図るための施設等の整備

～必要な資器材の確保、施設の整備や日頃からの維持管理体制について定めておく～

## 6. 防災教育及び訓練の実施

～火山防災に関する従業員を対象とした研修、訓練の実施方法、平常時からの施設利用者への啓発等について定めておく～

## 【事例編】

～計画策定に向けて参考となる先進事例について紹介する～

## ■ 各編・計画項目の基本事項(案)

### 【避難確保計画策定の手引きの解説編】

- 避難確保計画策定の目的
- 本手引の使い方
- 避難確保計画策定の手順や進め方
- 火山防災協議会と連携して作成すべきこと、周辺施設と一体となった計画とすべきこと

### 【計画策定編】

#### 1. 施設の位置

- 施設の火口からの距離や、どのような噴火の影響範囲に位置しているかを、火山ハザードマップ等を活用し表記
- 特に噴火警戒レベルに応じた規制範囲と施設の位置関係

#### 2. 避難誘導を行うべき範囲

- 施設利用者の行動範囲などを踏まえ、避難誘導すべき範囲、施設等
- 特に広いオープンスペースを有する施設については、施設周辺を含む地図に範囲を表記

#### 3. 防災体制

- 避難誘導する際の体制、従業員の役割分担  
(体制例)
  - 管理責任者
  - 情報班(通信連絡班)
  - 避難誘導班
  - 車両班
  - 救護班
- 体制を整える時期、本部設置場所
- 活動内容、施設の従業員数等に留意し、施設の実情に応じた体制や役割分担

#### 4. 避難誘導

##### (1) 突発的に噴火した場合

###### ① 情報収集・伝達

###### ○ 各種情報の収集方法等、情報収集体制、通信手段等 (情報例)

- 火山活動状況、噴火警報等
- 施設周辺被害状況
- 利用者の状況

###### ○ 利用者に対する情報伝達方法

- 管内放送
- 巡回・広報車
- その他呼びかけ方法

###### ○ 避難等に関する効果的なアナウンス原稿(例)の準備

###### ○ 行政機関等への施設や周辺状況の通報体制

###### ② 避難誘導方法

###### ○ 屋内での安全確保

- 宿泊施設等の屋内施設では、利用者を誘導し施設内に待機。そのための管内放送や従業員の呼びかけ、誘導員の配置体制。

###### ○ 屋外における緊急退避

- 屋外を有する施設では、緊急の避難先を特定し利用者を誘導退避。そのための管内放送。避難対象となる区域が広域の場合、従業員の呼びかけ、誘導員の配置、避難先等

###### ○ 施設内の退避場所、避難先の特定と避難経路

###### ○ 避難施設における滞在支援体制

###### ○ 一次退避してから、下山するタイミングを自治体等から指示を得る体制、通信方法

(2) 噴火警戒レベルが上がり避難が必要となった場合

※ レベルの上昇に伴う立入規制の範囲内に施設がある場合

① 情報収集・伝達

○ 各種情報の収集方法等、情報収集体制、通信手段等

(情報例)

- 火山活動状況、噴火警報等
- 利用者の状況
- 交通規制等道路情報、公共交通機関運行情報

○ 利用者に対する情報伝達方法

- 管内放送
- 巡回・広報車
- その他呼びかけ方法

○ 避難等に関する効果的なアナウンス原稿(例)の準備

② 避難誘導方法

○ 安全域までの避難誘導(帰宅促進)

- 宿泊施設等の屋内施設の利用者には、道路情報、交通機関情報を提供し、安全域までの誘導。そのための情報提供体制、マイカー利用者の誘導體制
- バス等により、利用者(グループで)を安全な地域にある最寄駅まで搬送。そのためのバスの確保、搬送ルート、搬送先

○ 屋外における避難誘導

- 屋外を有する施設では、いったん施設内に利用者を誘導し、道路情報、交通機関情報を提供し帰宅を促す。そのための避難誘導、情報提供体制、マイカー利用者の誘導體制
- バス等により、利用者(集団)を安全な地域にある最寄駅まで搬送。そのためのバスの確保、搬送ルート、搬送先

(3) 噴火警戒レベルが上がっても避難を必要としない場合

※ レベルの上昇に伴う立入規制の範囲外に施設がある場合

① 情報収集・伝達

- 各種情報の収集方法、情報収集体制、通信手段等

(情報例)

- 火山活動状況、噴火警報等
- 利用者の状況
- 交通規制等道路情報、公共交通機関運行情報

- 利用者に対する情報伝達方法

- 管内放送
- 巡回・広報車
- その他呼びかけ方法

- 警戒すべき範囲等の正確な情報の伝達に関するアナウンス原稿(例)の準備

② 避難誘導方法

※ 噴火時、もしくは避難が必要となった時の対応は、(1)(2)に準じる。

5. 避難の確保を図るための施設等の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に活用する設備・資器材
- 利用者の輸送手段(車両等)の確保体制
- 必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

6. 防災教育及び訓練の実施

- 従業員を対象とした研修、訓練の実施
- 計画の見直し体制
- 平常時からの施設利用者への啓発方法

■ 手引きの各項目ページの記載イメージ

(例)

4. 避難誘導

(2) 噴火警戒レベルが上がり避難が必要となった場合

① 情報収集・伝達

※ 情報収集・伝達に関わる基本事項、各施設の共通事項を記載

【施設ごとの留意事項】

留意事項	本事項を記載すべきグループ
屋外を含む利用者への情報伝達	③
施設周辺にいる者への情報伝達	① ② ④
帰宅支援に関する情報提供	① ② ③ ④

② 避難誘導